

平成 1 8 年 度 答 申 第 2 号

(平成 1 9 年 1 月 2 9 日)

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

答申 第 2 号

平成19年 1月29日

宝塚市教育委員会 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

会長 平 松 毅

宝塚市情報公開条例第15条に基づく諮問について（答申）

平成18年6月14日付け宝塚市教育委員会諮問第2号により諮問を受けた「平成17年度中の宝塚市立小学校教職員の教特法にもとづく職専免研修の申請書と報告書（すみれガ丘・宝塚・宝塚第一・売布・高司に限る）」の情報公開請求に対する情報部分公開決定に係る異議申立てについて、当審査会は慎重に審査した結果、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

宝塚市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った「平成17年度中の宝塚市立小学校教職員の教特法にもとづく職専免研修の申請書と報告書（すみれガ丘・宝塚・宝塚第一・売布・高司に限る）」（以下「本件文書」という。）につき、部分公開とした決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、実施機関が文書特定した本件文書中の教諭の氏名、職名及び当該教諭を特定し得る部分（以下「氏名等」という。）についての非公開決定を取り消し、当該部分について公開することを異議申立人（以下「申立人」という。）が求めるものである。

3 異議申立ての理由

申立人が異議申立書、陳述書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 有給である研修は勤務であり、職務に必要なかつ有益でなければならぬ。よって、実施機関の説明する教員の自由な研修には、職務に必要なという制限がある。
- (2) 平成14年7月4日付け文部科学省通知（14初初企第14号）においても、研修の取得は、教員に与えられた権利ではないとしており、所属長が、その権限と責任において、適切に判断して行うものであるとしている。
- (3) 実施機関の説明する不当な圧力への懸念については、職務に必要な研修であれば、不当な圧力はまさに不当であるので、はねつければよい。
- (4) 職専免研修は、職務と関連しかつ有益、職務への反映が認められるという必要性・有効性のみが問われるのであり、思想信条の自由を非公開理由と結びつける論は成り立たない。
- (5) 不当な圧力についての具体的な排除不可能な圧力の態様を、

実施機関は説明しておらず、条例の非公開事由にはあたらない。

- (6) 思想信条に該当して非公開とするなら、その部分についてのみ非公開とすべきである。
- (7) 職専免研修の申請書、報告書の教員氏名が公開されれば、多くの客観的な目で評価にさらされ、より一層綱紀肅正が図られ、研修内容の有効性が高まり、結果教員の資質の向上にもつながるので、公開する利益のほうが大きい

4 実施機関の説明

実施機関の部分公開決定理由説明書及び口頭による説明は、次のとおりである。

- (1) 教育公務員（以下「教員」という。）は、教育公務員特例法（以下「教特法」という。）により、授業に支障ない限り、勤務場所を離れた研修を、校長の承認のもと自主的にできることになっている。
- (2) 教員の職、氏名等の情報については、教員の研修は多岐多様であり、自発的、自主的な研修においては職務に関することを自由なテーマで行っているが、公開することによりテーマを自由にした研修を実施することが困難となり、思想、信条等に関する研修を行った場合等、市民から誤解を招き、教員の自由な研修が妨げられる恐れや、研修方法、内容等に不当な圧力が及ぶおそれがあり、事務の適正な遂行を阻害するとして非公開としている。
- (3) 公益的な公開については、教員の勤務実態は出勤簿及び休暇欠勤簿によってすでに公開しており、また、研修内容についても勤務状況の情報として公開しており、教員の氏名等を公開とすることで、自発的・自主的なテーマの研修に影響を与え制度の実施に支障をきたす恐れが充分認められるため非公開とすべきであると考える。
- (4) 教員は保護者との信頼関係が大切である。いろいろな研修

を行なうことができ、又そういう自由があることを理解しない保護者もいるので、研修の内容で、保護者との信頼関係が崩れるおそれがある。

5 審査会の判断

審査会は、申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 教特法第22条に基づく研修の意義について

地方公務員である教員の研修には、地方公務員法第39条に基づく研修として、任命権者が行う研修（以下「職務研修」という。）以外に、教特法第22条第1項に基づいて、同条第2項により授業に支障のない限り校長の承認を受けて、勤務場所を離れた研修（以下「職専免研修」という。）が認められている。前者は、任命権者から命ぜられた職務としての研修であるので、その内容は非公開とされていない。一方、後者の職専免研修は、校長がその承認をする際に、授業への支障の有無に加えて、職務と関係が認められるものかどうか、研修の実施後に職務への反映が認められるものかどうか等についても判断するが、教員の資質をより高めるために行われるものである点で、教員の自主性、自立性がより重視されており、この点で職務研修とは異なる性格を有しているといえる。

教員にはその職務や責任において、一般の地方公務員とは異なる特殊性があることから、教特法第21条第1項は教員に「絶えず研究と修養」に努めることを義務づけることによって、研修を教員がその職責を遂行するために必要不可欠なものとして位置付け、研修の積極的な実施を要請している。そして、任命権者にも、このような教員の積極的な研修を“奨励するための方途”その他研修に関する計画を実施することを、同条第2項において義務づけている。

これらから、教員の職専免研修は、校長の承認という条件

はあるが、教員の特殊な職責を全うするため、自主的、自立的な研修として、設けられていることが認められる。

(2) 本件文書について

本件文書は、教特法第22条第2項に基づき、平成17年度の夏季休業中における職専免研修の承認の申請書並びに職専免研修の報告書及びその報告書に添付された研修の資料等である。

職専免研修の申請書は、宝塚市立小学校に勤務する教員が、研修を実施する予定の期日と研修内容、研修場所を記入し、その所属する学校の校長あてに申請を行い、校長及び教頭の承認を得ていることが認められる。

職専免研修の報告書は、研修を実施した期日とその研修内容、研修場所を、申請書を提出した校長あてに報告を行い、校長及び教頭の確認を得ており、また、その添付された研修の資料等は、実施した研修の内容がどんなものであったかを説明するもので、教員が作成した文書、書籍の写しなどが添付されていることが認められる。

(3) 条例第7条第1項第6号本文の該当性について

実施機関は、当該公文書の教員の氏名等を公開することにより、職専免研修の核心をなす教員の自由なテーマ選択による研修事業が阻害されることになると主張するので、この点について検討を加える。

職専免研修の意義は、前記(1)のとおりであり、校長の承認の前提はあるが教員の自主性、自立性が尊重されているものと考えられる。

次に、個々の教員がどのようなテーマの研修を行ったかが公開された場合に、教員の自主性、自立性に基づいた研修の実施を阻害する可能性の有無について検討する。

例えば、教員が民主主義や人権教育をテーマとして研究を

行う場合を考えると、これらのテーマは広範なため、様々な観点から研究を行うことが可能であり、また、様々な観点から研究することにより、初めて統合的な理解が得られるものである。民主主義について理解を深めようとする、哲学的、歴史的な視点などのほか、民主主義の阻害要因等について研究する必要がある。また、人権教育についても、同様に、人権の概念や人権擁護の考え方とともに、人権侵害の歴史や事例の研究は不可欠である。このように、教員が職専免研修においてあるテーマを研究し深く理解するために、さまざまな視点からテーマを統合的に研究する必要性が認められる。

こういった研究のあり方を想定すると、教員が職専免研修において、民主主義を理解するために反民主主義的な視点や、人権の理念を理解するために人権侵害の歴史の研究をした場合など、純粋により深い研究を目的としたものであっても、研究テーマの選定について誤解した見方をされることは十分に予想できる。

以上のことから、特に教員の自主的、自発的な研修である職専免研修において、特定の教員がどのような内容の研修を行ったかが明らかになった場合に、その教員が行った職専免研修についての誤解を生じるとともに、批判、非難の対象となることが考えられる。その結果、教員が職専免研修の実施に対し消極的になり、あるいはテーマの選択に際し、自主性が狭められるなど、職専免研修の趣旨が阻害され、当該研修制度が形骸化するおそれがあることが認められる。

(4) 実施機関が氏名等を非公開としたことの合理性について

申立人は、教員の氏名等が公開されれば、多くの客観的な目で評価にさらされ、より一層綱紀粛正が図られ、研修内容の有効性が高まり、結果教員の資質向上につながる旨を主張するので、この点について検討する。

職専免研修は、給与の取扱い上有給の取扱いとされるので

あるから、その要件として、職務との関連性が求められる。

この点からすると、職専免研修をとった教員の氏名等と当該職専免研修の内容を同時に公開すれば、前記（３）のとおり、結果的に職専免研修における教員のテーマ選択の自由度を損なうことになるのであるから、本来的にはどちらの情報も非公開とすることも考えられる。

実施機関の措置は、当該公文書のうち職専免研修を取得した教員の氏名等は非公開とし、当該職専免研修の内容は公開するというものであるが、その理由は、職専免研修とはいえ、勤務時間内に行われる研修であることから、職専免研修における教員のテーマ選択の自由度を確保できる範囲内において、研修内容を公開したものであって、当該措置には合理性があると認められる。

- （５） 以上のことから、職専免研修を行った教員の氏名の公開は、結果的に同研修の趣旨及び本来的な運用に著しい支障が生じるので、条例第７条第１項第６号に該当すると判断する。

したがって、本件文書につき、実施機関が行った本件決定は、妥当である。

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏名	役職等
荒川雅行	関西学院大学法科大学院教授（刑法）
植木壽子	弁護士（大阪弁護士会）
荏原明則 （会長代理）	関西学院大学法科大学院教授（行政法）
中村留美	弁護士（兵庫県弁護士会）
平松毅 （会長）	大東文化大学法科大学院教授（憲法）

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成18年 6月14日	諮問
2	平成18年 8月17日	異議申立人による陳述
3	平成18年 9月27日	実施機関による非公開理由説明及び審査
4	平成18年10月27日	審査
5	平成18年11月22日	審査
6	平成18年12月25日	審査
7	平成19年 1月26日	審査
8	平成19年 1月29日	答申

